

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区中央一条五丁目四番、最後の住所札幌市豊平区月寒東二条十六丁目一番九一―五七三三
被相続人 亡 三浦 伸哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

札幌市中央区大通西十一丁目半田ビル六階
弁護士法人札幌英和法律事務所
相続財産清算人 弁護士 新堂 有亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区福住三条六丁目一二番地、最後の住所札幌市豊平区福住二条四丁目七番一八号
被相続人 亡 山田 敦弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

札幌市中央区南一条西九丁目アルファ西9丁目ビル三階
ほつかい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 網森 史泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県岩沼市栄町一丁目五番地三、最後の住所宮城県岩沼市栄町一丁目六番二六一二〇一
被相続人 亡 長田 邦弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

仙台市青葉区一番町一丁目一六番一三三
伊藤・渡邊法律事務所
相続財産清算人 弁護士 渡邊 涼平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市西田四丁目二〇番地三八、最後の住所山形市西田四丁目一二番二五号
被相続人 亡 服部 勝則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

山形市木の実町一番三七七号
大手門パルズ四階
遠藤直樹法律事務所
相続財産清算人 弁護士 遠藤 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市撫養町黒崎字清水四番地、最後の住所徳島県鳴門市撫養町黒崎字清水四番地
五月女コーポ三〇三
被相続人 亡 木村たす子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

栃木県宇都宮市下戸祭二丁目二番一四号
コモンビル一階
小森竜介法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小森 竜介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市大前町四四〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 岡田 久代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

栃木県足利市丸山町六一四番地一
清和ビル一〇一、一〇二号室
富岡法律事務所
相続財産清算人 弁護士 富岡 規雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺北二丁目九一三番地、最後の住所東京都世田谷区赤堤四丁目一四番一四号
被相続人 亡 今井 正英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月二十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

事務所東京都千代田区丸の内二一六一丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
相続財産清算人 弁護士 片桐 大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区宮坂二丁目二四二八番地、最後の住所タイ国以下不詳
被相続人 亡 鈴木 正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月二十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

事務所東京都千代田区九段北一丁目四番七号
喜助九段北ビル二〇二号室青柳法律事務所
相続財産清算人 弁護士 青柳 周

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南大塚一丁目四八番、最後の住所東京都豊島区南大塚一丁目四八番一四号
被相続人 亡 亀田谷政秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月二十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光ビル五階
光和総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤井 奏子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区西新宿六丁目六四七番地、最後の住所東京都町田市山崎町二二〇〇番地
山崎団地三一九一〇一
被相続人 亡 三瓶 達也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十六日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

東京都国分寺市南町二丁目一番一五号
伸和ビル二階
弁護士法人東京開智法律事務所国分寺事務所
相続財産清算人 弁護士 豊田 憲生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区金沢区六浦三丁目二〇番、最後の住所横浜市中区金沢区六浦三丁目二〇番二一五〇四号
被相続人 亡 齋藤 一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

神奈川県横浜市中区南仲通三―三五横浜工クセレント三階A二
相続財産清算人 弁護士 櫻井みぎわ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区東玉川一丁目一〇四番地、最後の住所神奈川県座間市相模が丘六丁目三番一〇一―一〇一号ライオンズ小田急相模原アクアルーナ
被相続人 亡 土屋 照秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月二十四日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目三番一
号ボノノ相模大野サウスモール三階三〇一
ゆう法律事務所
相続財産清算人 弁護士 青木 亜也

第49期決算公告

2026年6月24日

北海道千歳市上長都1042番

札幌日清食品株式会社

代表取締役 佐原 信雄

貸借対照表の要旨 (2026年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,091,461	負債	357,534
固定資産	648,095	引当金	(11,415)
		固定負債	5,450
		資本	1,376,571
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	1,126,571
		利益準備金	62,500
		その他利益剰余金	1,064,071
		(うち当期純利益)	(376,264)
資産合計	1,739,556	負債・純資産合計	1,739,556